

第4期中央区障害福祉計画中間報告についてのご意見の概要と区の考え方

意見提出者 6人
意見総数 13件

No.	分類項目	ご意見の概要	区の考え方
1	サービス見込量等	人口増加にともない、色々な福祉サービスの需要量が増加の見込みであること、重度身体障害に対する居住・生活支援が未整備との認識が示されていることはありがたい。	本区の人口増加に伴う保育ニーズの増加に対応したサービスの提供体制を構築していきます。重度身体障害者の方に対する施策としてグループホームの整備と通所事業の充実について方向性を示しています。
2		「第2章4(1)①ウ) 短期入所（福祉型・医療型）」他で使用している「人日/月」の単位がわかりにくい。	わかりにくい表記のため、「人日/月」は「延人数/月」に、また「人/月」は「実人数/月」に修正します。
3		「3.(7)移動支援①ア) 個別支援型」と「同行援護」は何が違うのか。	「同行援護」は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスであるため全国の自治体で提供されるサービスです。一方、「移動支援の個別支援型」は市区町村が実施の裁量のある地域生活支援事業であるため、自治体ごとにサービス内容の差が生じています。このため、「同行援護」のサービスを受けることができる視覚障害者の方については「同行援護」が優先されて利用されることとなります。同行援護が障害福祉サービスであることがわかるよう表現を修正します。
4	地域移行	知的障害者、身体障害者とも、グループホームの整備によって、生活支援施設から地域移行の流れができるように、その適性を推し量る仕組み、施設やサービスの適正な使い方を推し量る仕組みが必要である。	障害福祉サービスの提供の仕組みとして、地域移行については一般相談支援事業者、サービス等利用計画の作成については特定相談支援事業者が実施します。基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業者への指導により、適切なサービスを提供する体制を推進していきます。
5		「2.(1)①地域生活移行者」にある「福祉施設」とは知的障害者の施設か、身体障害者の施設か。	特定の障害の種類に限ったものではなく、全ての障害に対する福祉施設が対象となりますが、病院で常時介護を受ける療養介護の方については、施設からの移行が難しいと思われるため、東京都に確認のうえ見込量を想定するうえで除いています。こちらについては説明が不十分のため表現を修正します。
6		「施策6. 地域移行・定着の推進(2)地域移行・地域定着の強化」の「区の特性を考慮した拠点を・・・」とあるが、それは前にあった現状の福祉センターの機能を強化して総合的な障害福祉の拠点として整備していく、ということを目指しているのか。	福祉センターの機能強化による拠点とは別に、国の指針に基づき新たに検討していくものとあります。表現を「新たに検討し整備していきます。」に修正します。

第4期中央区障害福祉計画中間報告についてのご意見の概要と区の考え方

No.	分類項目	ご意見の概要	区の考え方
7	重度身体障害者	医療的ケアのある障害児・者が、放課後保育や短期入所事業を利用できるように計画に入れてほしい。	現在本区におきましては、施設入所支援をレインボーハウス明石で実施し、放課後等デイサービスを福祉センターで実施しております。レインボーハウス明石におきましては、指定管理により運営をしていますが、夜間を含めた24時間体制の医療的ケアを実施できる事業者が見つからない状況から対応できておりません。また、放課後等デイサービスにおきまして、委託により運営を行っていますが、医療的ケアに必要な設備が配置できる場所の確保や医療的ケアの対応が可能な人員を確保できる事業者が見つからない状況から対応できておりません。今後も、施設面や運営体制において医療的ケアが提供できる体制について、事業者の新規参入も含めて検討を行ってまいります。
8		重度肢体不自由の子どもがいるが、医療的なケアが必要であるため、利用できないサービスがある。医療的なケアがあっても他の子どもと同様に過ごせるようにしてほしい。	
9		医療的ケアの必要な人も暮らせる体制の整った重度身体障害者のグループホームでショートステイも併設した施設を区内に整備してほしい。もし、民間事業者が整備する場合には、区有地の無償貸与、入居者の家賃補助、管理者への運営費補助をしてほしい。	本区において未整備である重度身体障害者に対応したグループホームの整備について推進していきます。建設する場所等の確保が難しい状況から具体的な計画化ができていませんが、社会福祉法人等による施設整備につきましては、現行の整備費補助や家賃補助に加えて新たな支援制度についても検討を行ってまいります。
10		脳性麻痺で障害者手帳1種1級である。生まれ育った地域で暮らしたいので、重度障害があっても安心して生活できるグループホームを作って欲しい。	
11		重度身体障害者の通所の充実に際しては、人数等の枠の拡大だけでなく、職員研修や第三者評価等の職員のスキルアップのための方策を検討してほしい。	区の事業につきましては、専門的な知識を有する職員を配置するとともに、事故防止やスキルアップのため、専門的な研修等を実施しております。また、事業を委託により実施する場合も、研修の参加や第三者評価を義務づけています。
12	発達障害	「施策の方向性2」の発達障害の啓発・知識普及については、当事者の保護者だけではなく、その他の保護者や地域住民・学校教師等、地域の広い範囲で共通認識を得るようにしないと、いつまでも障害者の問題は当事者と家族・関係者の問題に終わってしまう。P43「図表-41中央区育ちのサポートシステム」の図式に「地域」という存在も必要なのではないか。	発達障害は理解されにくい障害との認識から全ての保護者に対して乳幼児健診等の機会を捉えて、早期から理解をえるよう積極的な普及啓発を行うとともに、地域に出向き出前による講習や相談の実施を行い地域への理解を推進していきます。図式においても、地域への普及啓発を通じた理解の促進により、支援を充実させる内容としています。
13	地域理解・交流	「施策の方向性3：地域の理解と交流を推進します」のためには、障害を持つ当事者を含めて区民が語り合える場があるとよい。健康福祉まつりだけではなく、地域のイベント・行事等への障害者の参加・参画、地域の防災訓練への参加等も大事である。特に学齢期からの障害者理解には力を入れてほしい。	地域住民と触れ合える機会を拡充し参加を促すとともに地域の交流や理解が深まるよう支援をしていきます。障害に対する理解を深めるため、保健所の母子保健事業、保育所、幼稚園、小学校での普及啓発を推進します。